

記 者 発 表 資 料
令和7年12月18日
○廃棄物焼却炉・最終処分場担当 廃棄物対策課指導班 千葉、長谷川 (022-211-2463)
○上記以外の大気基準適用施設担当 環境対策課大気環境班 佐藤、新貝 (022-211-2665)
○上記以外の水質基準適用施設担当 環境対策課水環境班 宍戸、千葉 (022-211-2666)

県内事業場のダイオキシン類の測定結果（令和6年度）について

1 趣旨

県内の事業場（仙台市内を除く）から排出されるダイオキシン類に関し、ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）第28条第4項の規定に基づき、次の2件についてお知らせします。

- 法第28条第1項又は第2項の規定に基づく事業者による測定結果
- 法に定める特定施設に対して法第34条第1項の規定に基づき、県が実施した測定結果

なお、個別の事業者の測定結果については、県政情報センター（県庁舎地下1階）及び各地方振興事務所県政情報コーナー（仙台地方振興事務所を除く。）において閲覧に供するとともに、同内容の情報をホームページ下記URLにて公表しています。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/haitai/shido/dioxin-measurement.html>

2 事業者による測定結果について

法第28条第3項の規定に基づき報告のあった、事業者の自主検査としてダイオキシン類の排出濃度等を測定した結果は次のとおりです。

(1) 大気基準適用施設

大気基準適用施設の設置者には、当該施設からの排出ガス中のダイオキシン類濃度の測定が義務づけられています。廃棄物焼却炉においては、排出ガスのほか、ばいじん及び燃え殻についても併せて測定を行うことになっています。

測定結果は表1のとおりです。排出基準に適合していない施設については、指導を実施し、その後に改善を確認しております。

表1 大気基準適用施設のダイオキシン類濃度測定結果

(排出ガス:ng-TEQ/m³N、ばいじん・燃え殻:ng-TEQ/g)

特定施設の種類	測定項目 ※1	事業場数 ※2	施設数 ※2			測定結果	
			未測定	未測定	不適合	自主測定	基準値
製鋼用電気炉	排出ガス	1	0	2	0	0.0018～0.0070	5
アルミニウム合金 製造用溶解炉	排出ガス	1	0	1	0	0.00023	5
廃棄物焼却炉※4	排出ガス	60	0	75	0	1	0～14
	ばいじん			63	0	—※5	0～6.1
	燃え殻			61	0	—※5	0～1.1

※1 測定項目のうち、ばいじんとは、集じん機によって集められた飛灰をいう。燃え殻とは、焼却残灰、炉清掃排出物などをいう。

※2 休止中の事業場及び施設を除いた数を計上している。

※3 廃棄物焼却炉に係る排出ガスの基準値は、廃棄物焼却炉の設置時期及び処理能力によって、0.1～10ng-TEQ/m³Nの間で定められている。

※4 廃棄物焼却炉のうち、構造によって、ばいじん、燃え殻が発生しないものがあり、この場合、その測定義務が適用されないため、測定項目ごとに施設数が異なる。

※5 廃棄物焼却炉に係る処理前のばいじん、燃え殻の基準値は定められていない。

(2) 水質基準適用事業場

水質基準適用施設の設置者には、施設を設置する事業場からの排出水中のダイオキシン類濃度の測定が義務づけられています。

測定結果は表2のとおりであり、いずれも排出基準に適合していました。

表2 水質基準適用事業場のダイオキシン類濃度測定結果

特定施設の種類	事業場数		測定結果(pg-TEQ/L)	
	測定実施	未測定	自主測定	基準値
パルプ製造用 塩素漂白施設	2	2	0.029 ~0.067	10
廃棄物焼却炉 廃ガス洗浄施設	1	1	0	0.00020
下水道終末処理施設	1	1	0	0.00018

(3) 最終処分場

最終処分場の設置者には、当該施設から排出される放流水及び周縁の地下水のダイオキシン類濃度の測定が義務づけられています。

測定結果は表3のとおりであり、測定を行った施設については、いずれも基準に適合していました。

表3 最終処分場のダイオキシン類濃度測定結果

測定項目	施設数		測定結果 (pg-TEQ/L)	基準 (pg-TEQ/L)
	測定実施	未測定		
放流水	26	26	0~4.7	排出基準 10
地下水	26	26	0~0.55	環境基準 1

3 特定施設に対して県が実施した測定結果について

(1) 検査の目的

法第34条第1項の規定に基づき、法で定める排出濃度基準の適合状況を検査するため、大気基準適用施設である廃棄物焼却炉の立入検査（排出ガス測定）と、水質基準適用施設であるパルプ製造用塩素漂白施設の立入検査（排出水測定）を実施しました。

(2) 検査結果の概要

イ 大気基準適用施設の排出ガス測定を行ったところ、ダイオキシン類濃度の測定結果は表4のとおりでした。排出基準に適合していない施設については、指導を実施し、その後に改善を確認しております。

表4 大気基準適用施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果

特定施設の種類	施設数		検査結果(ng-TEQ/m ³ N)	排出基準(ng-TEQ/m ³ N)
		不適合		
廃棄物焼却炉	1	0	0.0028	0.1
	1	0	0.0042	1
	7	1	0.011~7.5	5
	1	0	0.018	10
合計	10	1		

※ 法に基づく廃棄物焼却炉を設置する事業場のうちから 10 事業場を抽出し、排出ガスの測定を実施している。

□ 水質基準適用施設の排出水測定を行ったところ、ダイオキシン類濃度の測定結果は表5のとおりであり、排出基準に適合していました。

表5 水質基準適用施設の排出水中のダイオキシン類濃度測定結果

特定施設の種類	施設数		検査結果(pg-TEQ/L)	排出基準(pg-TEQ/L)
		不適合		
パルプ製造用 塩素漂白施設	1	0	0.026	10